

ごみの焼却は禁止、野火焼きはできる限り行わないようにしましょう!

環境対策課環境対策係 ☎028(677)6041 ・ 農政課農村整備係 ☎028(677)6045

澄み切った青空に野火焼きによる白い煙が漂う光景を目にすることの多い季節となりました。今回は、野火焼きを行う場合の注意点について整理しました。

■ごみの焼却は禁止

家庭や事業所からでるごみの屋外焼却は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2に基づき、原則禁止されています。

ごみを燃やすと煙や悪臭、灰により近隣の人々にとって大変迷惑になるだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質が発生する場合があります。

また、建物や山林、竹藪などの近くでごみの焼却を行うと、火災の原因になります。芳賀地区広域消防本部のまとめによると、芳賀地区管内において過去5年間に発生した火災の出火原因の35%がごみの焼却です。

家庭や事業所からごみが出たら、まずは分別をして、適切に処理をしましょう。



■野火焼きはできる限り行わないように

野火焼きとは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2に基づき、**禁止されているごみの焼却の例外事例**です。



▲どんど焼き

例外事例

- ①農業を営むために農業者が田畑で行う稲わら等の焼却、畔焼き
- ②どんど焼きなど、風俗習慣上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- ③少量の落ち葉たき

例外的野火焼きであっても、風向きに注意し、火災や近隣の迷惑にならないことが求められています。

以前は病害虫防除を目的としていた野火焼きですが、平成20年ごろから始まった多面的機能支払交付金活動（農地水環境保全活動）や年間を通して適切に薬剤散布対策を行うことで、野火焼き以上の効果が得られると栃木県から通達され、各自治体での対応が求められています。

芳賀町では、ほとんどの農地が多面的機能支払交付金活動（農地水環境保全活動）エリアにあり、年間を通して地域内の草刈り等を行い、環境保全を進めています。そのため、平成29年から町内一斉の野火焼きを中止し、現在は農業者個人の責任で野火焼きを行っています。

しかし、近年、高齢化による地域活動員の不足や異常気象による雑草の異常繁茂のため、作業が効率的に実施できない状況が見られるようになってきました。

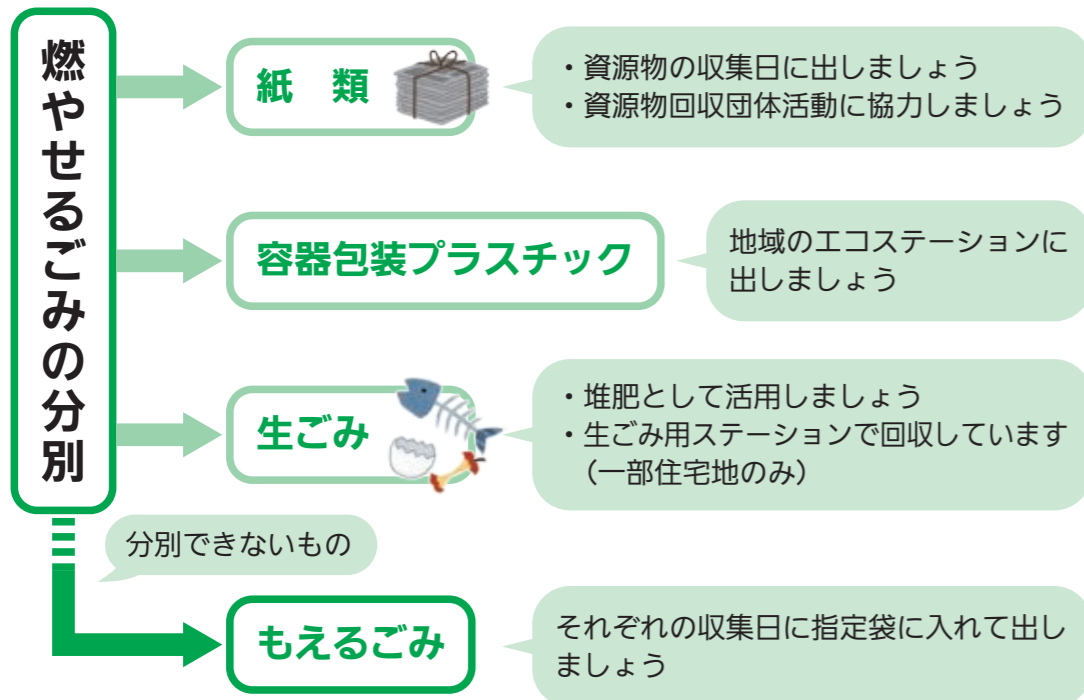
以上のことを踏まえ、野火焼きの実施は右の通りとなります。

— 野火焼き —

畦畔や排水路敷きの雑草を除去する場合
※町内一斉の実施は行いません。

- 個人所有の農地
…農業者個人の責任で野火焼きを実施
- 年間を通じて環境保全ができない大きな用排水路や農道敷地
…多面的機能支払交付金活動（農地水環境保全活動）組織で話し合いの上、野火焼きを実施
⇒芳賀分署へ届出
※火災と間違わないようにするため

自ら燃やさず、ごみを適切に処理しましょう。



ご活用ください

硬質系プラスチック分別回収のお知らせ

日時 3月2日（土）9:00～11:00
 場所 役場東側駐車場
 内容 プラマークの付いていないプラスチック製品等の回収
 【例】衣装ケース、ポリタンク、コンテナ、プランター、洗面器、バケツ
 ※ラベルやシール、金属は取り除いてください。

小型家電無料回収も同日開催!



まとめ

ごみの焼却と野火焼きについてお知らせしました。近隣市町の中には、野火焼きを実施する日を設定し、一斉に実施しているところがあります。これは、環境保全活動の状況や地理的条件の違いにより自治体内組織の方針が異なるためです。町内での野火焼きは、できる限り行わないようにしましょう。